

## 金融機関向け IFRS ニュース 2021 年 9 月

上記をクリックで、トーマツの HP へ

デロイトが発信する [IAS Plus](#) の情報等のうち、特に金融機関に関連性の高い情報（IFRS 関連に加え、日本基準や USGAAP 関連であっても関心が高そうな情報を含む）を日本語で集約しております。なお、公式の翻訳ではありませんので、参考情報としてご活用ください。時制は、各記事の掲載時点のものとなります。本文中の団体・組織名の略称については、末尾の [<凡例>](#) をご参照ください。

### <今月のハイライト>

#### ◆金融商品

##### ■ [IASB による IFRS 第 9 号「金融商品 — 分類及び測定」の適用後レビューに関する情報要請の公表](#)

IASB は、IFRS 第 9 号「金融商品」の「分類及び測定」の要求事項に対する適用後レビューの一環として情報要請を公表し、2022 年 1 月 28 日までコメントを募集しています。この情報要請は、「分類及び測定 — 全般」、「金融商品を管理するビジネスモデル」及び「契約上のキャッシュ・フローの特性」を含む 9 つのセクションから構成され、「契約上のキャッシュ・フローの特性」のセクションでは、サステナビリティ連動の特性を有する金融商品にも焦点が置かれています。

#### ◆コンバージェンス

##### ■ ASBJ による「予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の検討の進め方」の審議

ASBJ は、2021 年 9 月の [第 465 回](#) 及び [第 466 回](#) 企業会計基準委員会において、金融資産の減損に関する会計基準の開発に関する検討のステップ 1（ECL（IFRS）と CECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択）の前段階として、金融資産の減損に関する ECL モデル（IFRS）及び CECL モデル（米国会計基準）の基本的な考え方及び当初適用による影響の比較、ECL モデルにおける信用リスクの著しい増大の評価に関して議論しています。

### <今月の記事一覧>

カテゴリー	発信元 (注1)	記事のタイトル (注2)
金融商品	【IASB】	<a href="#">IFRS 第 9 号「金融商品」の「分類及び測定」の適用後レビューに関する情報要請が公表されました。</a>
サステナビリティ	【IFAC】	<a href="#">国際会計士連盟（IFAC）が国・地域における国際的なサステナビリティ基準の適用に関するフレームワークを公表しました。</a>

保険契約	【DTT】	<a href="#">保険ウェブキャスト『不利な契約グループに対する再保険契約のプロテクション』が掲載されました。</a>
連結	【ASBJ】	<a href="#">ASBJ ショート・ペーパー・シリーズ第 3 号「持分法会計についての視点」が公表されました。</a>
会議	【IASB】	<a href="#">2021 年 9 月の IASB 会議の議事メモ（DTT 作成）が掲載されました。</a>
ワーク・プラン	【IASB】	<a href="#">IASB がワーク・プランを更新しました — 変更点の分析（2021 年 9 月の会議）</a>
コンバー ジェンス	【ASBJ】	<a href="#">第 466 回企業会計基準委員会の概要（予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の開発に関する審議を含む）が公表されました。</a>
		<a href="#">第 465 回企業会計基準委員会の概要（予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の開発に関する審議を含む）が公表されました。</a>
その他	【IFASS】	<a href="#">会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）の秋季会議で無形資産についてのディスカッションが行われました。</a>
	【IVSC】	<a href="#">国際評価基準委員会（IVSC）が「無形資産を見える化する時期」を公表しました。</a>

※1 発信元の正式名称は末尾の<凡例>をご参照ください。

※2 <今月のハイライト>で個別に取り上げた記事を緑ハイライトしています。

## < 記事本文 >

### ◆金融商品

（2021 年 9 月 30 日）

[【IASB】IFRS 第 9 号「金融商品」の「分類及び測定」の適用後レビューに関する情報要請が公表されました。](#)

IASB は、IFRS 第 9 号「金融商品」の「分類及び測定」の要求事項に対する適用後レビューの一環として、情報要請を公表しました。適用後レビューは IFRS 第 9 号「金融商品」の全体に対して実施される予定ですが、「分類及び測定」に関する事項が分離されています。

適用後レビューで検討される事項は、第 1 フェーズでのアウトリーチからのフィードバックを議論した後に決定され、第 2 フェーズで今般実施される情報要請は、「分類及び測定 — 全般」、「金融商品を管理するビジネスモデル」及び「契約上のキャッシュ・フローの特性」を含む 9 つのセクションから構成されています。この中で、「契約上のキャッシュ・フローの特性」のセクションでは、サステナビリティ連動の特性を有する金融商品にも焦点が置かれています。

情報要請に対するコメントは 2022 年 1 月 28 日まで募集されています。

詳細は[こちら](#)（IASB のウェブサイト）

情報要請は[こちら](#)（IASB のウェブサイト）

ASBJ による IASB のプレス・リリースの日本語訳は[こちら](#)（ASBJ のウェブサイト）

トーマツによる当記事の日本語訳は[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

トーマツによる『IFRS in Focus — IASB は、IFRS 第 9 号の分類および測定の要求事項の適用後のレビューに関する見解を求める』の日本語の記事は[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆サステナビリティ

(2021年9月10日)

[【IFAC】国際会計士連盟 \(IFAC\) が国・地域における国際的なサステナビリティ基準の適用に関するフレームワークを公表しました。](#)

IFAC は、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) が開発する国際的なサステナビリティ基準に関して、ローカルレベル (国や地域) で設定されているサステナビリティ関連の開示要求とどのように調和させることができるか、国や地域は検討を開始する必要があると考えています。IFAC は、2021 年 5 月に IFAC が公表したビルディング・ブロック・アプローチに焦点を当てた当該検討におけるフレームワークを公表しました。既存の IFRS のアドプションのメカニズムが利用可能な場合もあれば、新しい枠組みが必要になる場合もあるとされています。

詳細は[こちら](#) (IFAC のウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆保険契約

(2021年9月20日)

[【DTT】保険ウェブキャスト『不利な契約グループに対する再保険契約のプロテクション』が掲載されました。](#)

当ウェブキャスト (約 22 分) では、IASB の保険プロジェクトに関する最近の動向について報告し、主に次の内容について説明しています。

- 再保険契約の損失回収要素の当初認識
- 再保険契約の損失回収要素の事後測定 (保有する再保険契約でカバーされないキャッシュ・フローに起因する基礎となる契約グループの損失要素の変動の影響)
- 実務上の考慮事項

当ウェブキャスト資料の日本語訳は[こちら](#)

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆連結

(2021年9月3日)

[【ASBJ】ASBJ ショート・ペーパー・シリーズ第 3 号「持分法会計についての視点」が公表されました。](#)

IASB は現在、持分法会計の研究プロジェクトを実施しており、ASBJ は、当国際的な議論に寄与するためにショート・ペーパー・シリーズ第 3 号「持分法会計についての視点」を公表しました (全 20 ページ、日本語仮訳版は全 16 ページ) 。当ペーパーの目的は、持分法会計を一行連結と測定基礎のどちらと見るべきかの議論を行うことを意図するものではなく、現行の実務上の論点に対処する原則を提案することとされています。

当ペーパーは、持分法会計が現在適用されている方法の改善に焦点を当てており、以下の 3 つのパートから構成されています。

- パート A：3 つの主要なアプローチ
- パート B：ハイブリッド・アプローチを適用するにあたって我々が提案する原則
- パート C：連結の会計処理

ASBJ は、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」における現在の要求事項が、一行連結と測定基礎の両方の側面を有することを理解したうえで、どのような場合に一行連結の側面を重視し、どのような場合に測定基礎の側面を重視すべきかを明確にする原則を提案することで、持分法会計の適用から生じる多くの実務上の論点に対処できるようにすることを提案しています。

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆会議

(2021年9月30日)

[【IASB】2021年9月のIASB会議の議事メモ（DTT作成）が掲載されました。](#)

2021年9月20日、21日、23日及び24日に開催されたビデオ会議では、以下を含むトピックが議論されました。

- [のれん及び減損](#)  
(暫定決定事項なし)
    - のれんに関するフィードバックについて、追加の分析を行うためにプロジェクト計画が修正された。
  - [IFRS 第9号「金融商品」の適用後レビュー](#)  
(暫定決定)
    - 適用後レビューの第2フェーズにおいてさらに検討すべき事項に係る情報要請の公表が承認され、2021年9月30日に公表される。また、情報要請に関して120日のコメント期間を設定した。
  - [基本財務諸表](#)  
(暫定決定)
    - 経営者業績指標の定義について、IFRS が定めている合計又は小計を補完することへの言及を削除し、その上でIFRS が定めている合計又は小計は経営者業績指標ではない旨を記述する。
    - 全般的な表示及び開示の要求事項と集約及び分解の原則との関係を定める。
    - 開示しているクラスが基本財務諸表における科目にどのように含まれているかについて、企業に説明を求める。
    - 次のような特性を要約した適用指針を含めることを暫定的に決定した。
      - 特性が共有されている場合には、財務諸表において提供される情報の理解可能性を高めるクラスを構成する項目を集計するための基礎となる可能性のある特性
      - 特性が共有されていない場合には、単一の項目クラスを重要性がある情報を提供する別々のクラスに分解するための基礎となる可能性のある特性
- (継続検討)
- 経営者業績指標の定義における一般とのコミュニケーションの範囲について、経営者業績指標の提案の目的、詳細ガイダンスの提供要否に照らして継続検討を行う。

- 経営者業績指標の定義について、期中財務諸表において提供した開示を年次財務諸表において繰り越すこと、及び経営者業績指標を識別するために、以前の財務諸表に関連する過去のコミュニケーションをレビューすることを要求されない旨を明確化する方向で検討を行う。
- 経営者業績指標は業績の一側面についての経営者の見方を提供するという要求事項について、経営者業績指標の提案の目的、詳細ガイダンスの提供要否に照らして継続検討を行う。

#### ■ [動的リスク管理](#)

(暫定決定事項なし)

- リスク限度の概念を目標プロフィールに組み込むことにより、動的リスク管理モデル（以下、「本モデル」）を企業のリスク管理活動により密接に連携させることを目的とした、本モデルの潜在的改良に関する予備的な見解を提示した。
- 今後の会議においても引き続き当該議論を継続する。

#### ■ [資本の特徴を有する金融商品](#)

(暫定決定事項なし)

- 条件付決済条項のある金融商品及び法律が金融商品の契約条件に与える影響について協議されたが、審議会は今回の会議において決定を下さず、それら実務上の2論点に係る見方を示した。
- これを受けて、スタッフは明確な原則案を作成し、今後審議会において更なる分析が還元される見込みである。

詳細なアジェンダは[こちら](#)

スタッフ・ペーパーは[こちら](#) (IASB のウェブサイト)

ASBJ による IASB Update の日本語訳は[こちら](#) (ASBJ のウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆ワーク・プラン

(2021年9月27日)

[【IASB】IASB がワーク・プランを更新しました — 変更点の分析 \(2021年9月の会議\)](#)

2021年9月のIASB 会議の結果を受けて、ワーク・プランが変更されました。

< 主な変更点 >

#### ■ メンテナンス・プロジェクト

- IFRS 第 17 号「保険契約」及び IFRS 第 9 号「金融商品」の適用開始—比較情報：2021年7月28日に公表された IFRS 第 17 号の比較情報の取扱いの修正に係る公開草案のコメントフィードバックを2021年10月に予定。

#### ■ リサーチ・プロジェクト

- のれん及び減損：プロジェクトの方針決定を2022年上半期に変更（変更前：2021年9月）。
- IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、第 11 号「共同支配の取決め」及び第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー：フィードバック・ステートメントが2022年第1四半期に予定（変更前：2022年上半期）。

ワーク・プランは[こちら](#) (IASB のウェブサイト)

トーマツによる日本語の記事は[こちら](#) (トーマツのウェブサイト)

## ◆コンバージェンス

(2021年9月29日)

[【ASBJ】第466回企業会計基準委員会の概要（予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の開発に関する審議を含む）が公表されました。](#)

ASBJは、2021年9月24日に開催された第466回企業会計基準委員会の審議資料を公表しました。

以下を含む検討が行われました。

- 金融資産の減損に関する会計時基準の開発
  - 検討のステップ1（ECL（IFRS）とCECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択）の前段階として、ECLモデルにおける信用リスクの著しい増大の評価。

[今月の記事一覧へ](#)

(2021年9月17日)

[【ASBJ】第465回企業会計基準委員会の概要（予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の開発に関する審議を含む）が公表されました。](#)

ASBJは、2021年9月13日に開催された第465回企業会計基準委員会の審議資料を公表しました。

以下を含む検討が行われました。

- 予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の会計基準の開発に関する審議
- 金融資産の減損に関するECLモデル（IFRS）及びCECLモデル（米国会計基準）の基本的な考え方及び当初適用による影響の比較

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆その他

(2021年9月30日)

[【IFASS】会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）の秋季会議で無形資産についてのディスカッションが行われました。](#)

会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）の秋季会議において、EFRAGが発行したディスカッション・ペーパー「無形資産に関するより良い情報—最良の方法はどれか？」などに基づいて無形資産に係る会計基準の課題等が協議されました。IAS第38号「無形資産」は、20年以上前から存在しており、他のプロジェクトから生じる結果的な修正を除いて、再検討されたことはありません。当会計基準が抱える課題や投資家ニーズ、IASBが検討すべき側面などがディスカッションされました。

また、オーストラリア会計基準審議会（AASB）は、現在リサーチを行っており、推奨する原則や開示、適用ガイダンスを含むペーパーが2021年第4四半期又は2022年第1四半期に公表されることが見込まれると説明されました。

EFRAGのディスカッション・ペーパーは[こちら](#)（EFRAGのウェブサイト）

AASBのリサーチについては[こちら](#)（AASBのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

（2021年9月15日）

[【IVSC】国際評価基準委員会（IVSC）が「無形資産を見える化する時期」を公表しました。](#)

IVSCは、無形資産の会計に関するレポート「無形資産を見える化する時期」（全9ページ）を公表しました。無形資産が資本市場にとって重要であるにもかかわらず、貸借対照表に認識される割合はわずかであるという課題について考察しています。当レポートはシリーズで公表予定となっており、パート1となる今回は「報告基準を現代的価値創造の手法で再調整する事例」がまとめられています。

詳細は[こちら](#)（IVSCのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

## < 凡例 >

略称	正式名称
AAOIFI	イスラム金融機関会計監査機構（Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institution）
AASB	オーストラリア会計基準審議会（Australian Accounting Standards Board）
ABAF	ベルギー財務アナリスト協会（Association Belge des Analystes Financiers）
Accountancy Europe	欧州会計士連盟（Accountancy Europe）
AcSB	カナダ会計基準審議会（Canadian Accounting Standards Board）
AIAF	イタリア金融アナリスト・コンサルタント協会（Associazione Italiana degli Analisti e Consulenti Finanziari）
AICPA	米国公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants）
ANC	フランス国家会計基準局（Autorité des Normes Comptables）
AOSSG	アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（Asian-Oceanian Standard Setters Group）
ARC	会計規制委員会（Accounting Regulatory Committee）
ASAF	会計基準アドバイザリー・フォーラム（Accounting Standards Advisory Forum）
ASBJ	企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan）
ASCG	ドイツ会計基準委員会（Accounting Standards Committee of Germany）
BCBS	バーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision）
BEIS	英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省（UK Department for Business, Energy and Industrial Strategy）
BIS	国際決済銀行（Bank for International Settlements）

CAQ	監査品質センター (Center for Audit Quality)
CDP	気候開示プロジェクト (Carbon Disclosure Project)
CDSB	気候変動開示基準委員会 (Climate Disclosure Standards Board)
CFA	CFA 協会認定証券アナリスト (Chartered Financial Analyst)
CMAC	資本市場諮問委員会 (Capital Market Advisory Committee)
DPOC	デュープロセス監視委員会 (Due Process Oversight Committee)
DTT (又は) デロイト※)	デロイト トウシュ トーマツ (Deloitte Touche Tohmatsu)
EAA	欧州会計学会 (European Accounting Association)
EBA	欧州銀行監督機構 (European Banking Authority)
EC	欧州委員会 (European Commission)
ECB	欧州中央銀行 (European Central Bank)
ECON	経済通貨委員会 (Committee on Economic and Monetary Affairs)
EDTF	開示強化タスクフォース (Enhanced Disclosure Task Force)
EEG	新興経済グループ (Emerging Economic Group)
EFFAS	欧州証券アナリスト協会連合会 (European Federation of Financial Analysts Societies)
EFRAG	欧州財務報告諮問グループ (European Financial Reporting Advisory Group)
EIOPA	欧州保険・年金監督機構 (European Insurance and Occupational Pensions Authority)
ESAs	欧州監督機構 (European Supervisory Authorities)
ESMA	欧州証券市場監督局 (European Securities and Markets Authority)
ESRB	欧州システミック・リスク理事会 (European Systemic Risk Board)
FAP	タイ会計士連盟 (Federation of Accounting Professions)
FASB	財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board)
FCA	金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority)
FDIC	米連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation)
FinREC	財務報告執行委員会 (Financial Reporting Executive Committee)
FRB	連邦準備制度理事会 (Board of Governors of the Federal Reserve System)
FRC	英国財務報告評議会 (Financial Reporting Council)
FSA	金融庁 (Financial Services Agency)
FSB	金融安定理事会 (Financial Stability Board)
FSI	金融安定研究所 (Financial Stability Institute)
GPF	世界作成者フォーラム (Global Preparers Forum)
GPPC	6 大会計事務所ネットワークによるグローバル・パブリック・ポリシー委員会 (Global Public Policy Committee)
GRI	グローバル・レポートング・イニシアティブ (Global Reporting Initiative)
HKICPA	香港会計士協会 (Hong Kong Institute of CPAs)
IAASB	国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board)
IAIS	保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors)
IASB	国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board)
IBA	ICE ベンチマーク・アドミニストレーション (ICE Benchmark Administration)
ICAEW	イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales)
ICAI	インド勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants of India)



ICAS	スコットランド勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accounting of Scotland)
ICE	インターコンチネンタル取引所 (Intercontinental Exchange)
ICPAK	ケニア公認会計士協会 (Institute of Certified Public Accountants of Kenya)
IFAC	国際会計士連盟 (International Federation of Accountants)
IFASS	会計基準設定主体国際フォーラム (International Forum of Accounting Standard Setters)
IFIAR	監査監督機関国際フォーラム (International Forum of Independent Audit Regulators)
IFRS Advisory Council	IFRS 諮問会議 (IFRS Advisory Council)
IFRS Foundation	IFRS 財団 (IFRS Foundation)
IFRS Foundation Trustees	IFRS 財団の評議員会 (IFRS Foundation Trustees)
IFRS IC	IFRS 解釈指針委員会 (IFRS Interpretations Committee)
IIGCC	気候変動に関する機関投資家グループ (Institutional Investors Group on Climate Change)
IIRC	国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council)
IOSCO	証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions)
IPTF	国際実務タスクフォース (International Practices Task Force)
ISAR	国際会計・報告基準専門家政府間作業部会 (Intergovernmental Working Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting)
ISSB	国際サステナビリティ基準審議会 (International Sustainability Standards Board)
IVSC	国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council)
JICPA	日本公認会計士協会 (Japanese Institute of Certified Public Accountants)
KASB	韓国会計基準委員会 (Korea Accounting Standards Board)
MASB	マレーシア会計基準審議会 (Malaysian Accounting Standards Board)
NCUA	全米信用組合管理機構 (National Credit Union Administration)
OCC	米通貨監督庁 (Office of the Comptroller of the Currency)
OIC	イタリア会計基準設定主体 (Organismo Italiano di Contabilità)
PAFA	汎アフリカ会計士協会 (Pan African Federation of Accountants)
PIOB	公益監視委員会 (Public Interest Oversight Board)
PRA	英国健全性監督機構 (Prudential Regulatory Authority)
SASB	米国サステナビリティ会計基準審議会 (Sustainability Accounting Standards Board)
TCFD	気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate related Financial Disclosures)
TNFD	自然関連財務情報タスクフォース (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)
UKEB	英国エンドースメント審議会 (UK Endorsement Board)
UNCTAD	国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development)
UNEP FI	国連環境計画・金融イニシアティブ (United Nations Environment Programme Finance Initiative)
VRF	価値報告財団 (Value Reporting Foundation)
WEF	世界経済フォーラム (World Economic Forum)
WSS	世界会計基準設定主体 (World Standard-setters)

※ 「DTT (又は) デロイト」は、有限責任監査法人トーマツを含むデロイトのグローバルネットワーク組織を意味するものであり、「トーマツ」は有限責任監査法人トーマツのみを意味しています。

## <お問い合わせ先>

有限責任監査法人トーマツ

金融インダストリーグループ

坂田響 ([kyo.sakata@tohmatsu.co.jp](mailto:kyo.sakata@tohmatsu.co.jp))、小口敬 ([kei1.oguchi@tohmatsu.co.jp](mailto:kei1.oguchi@tohmatsu.co.jp))、

谷口智哉 ([toshiya.taniguchi@tohmatsu.co.jp](mailto:toshiya.taniguchi@tohmatsu.co.jp))



[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じて Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.